

第60回

行政機関内弁護士に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 小寺 悠介 (66期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビューを行っています。今回は、行政機関内弁護士として、葛飾区に勤務されている海老原佐江子会員(66期)にお話を伺いました。

—現在の勤務状況はどのようになっていますか。

総務課の法規担当係という職場で、非常勤の法規専門員として勤務しています。葛飾区では私が初めての弁護士職員です。係は私を含めて6名の職員で構成されており、私以外は全員、一般行政職の常勤職員です。勤務は週4日で、勤務時間は一般の職員と同様、午前8時30分から午後5時15分までです。

—業務の内容はどのようなものですか。

区が当事者となる訴訟や民事調停などについて指定代理人となるほか、行政不服審査法上の不服申立てについて、弁書や決定書等の起案を行っています。また、法規担当係では、各部署で業務上生じる様々な法律問題の相談に応じているのですが、私には、実際に紛争になっている案件や、紛争に発展する可能性が高い案件が集中して割り振られています。弁護士は紛争の見通しを踏まえたアドバイスが可能なので、特にその点で役立つことができているのではないかと考えています。ほかに、クレーム対応について職員に助言をすることや、交渉の場への同席、契約書など法律文書のチェック、条例や規則を制定・改正する際の審査も重要な業務です。

—外部の弁護士との関わりはありますか。

葛飾区では、行政経験のある外部の弁護士に顧問になっていただいております。私や法規担当係の職員だけでは判断が難しい案件については、顧問弁護士に相談しています。その際、私は、所管課の職員と顧問弁護士との間に立って、事実関係や法的論点の整理を行い、顧問弁護士と現場の職員をつなげる役割を担っています。

その他には、私は東京弁護士会の自治体等法務研究部に

所属しており、業務上一般的によく生じる問題について他の弁護士の意見を聞いたり、他の行政機関内法曹有資格者と情報交換したりしています。

—行政機関内弁護士の大変なところ、よいところはどのようなことですか。

行政機関も組織であるため、当然、組織人としての行動が求められます。具体的には、業務を進めていくうえでの報告・連絡・相談や、仕事をグループで円滑に進める協調性が求められます。経験が浅いながらも一人で考え、判断し、行動していた法律事務所時代に比較すると裁量は狭いと言わざるを得ません。しかし、一つひとつの業務の社会的影響力は大きく、法律事務所の弁護士とはまた異なるやりがいがあると思います。

—行政機関内弁護士には何が求められますか。

地方行政の現場では、職員が、首長や住民の思いを汲み取って様々な政策を立案します。そしてそれらの政策を実現するために、地方公共団体には条例制定権や法令解釈権などが与えられています。私は、所管課の政策的判断を尊重し、それを法的に支えるためにこれらのツールを使ってどうすればよいかを考えることに最大限の力を注ぐのが行政機関内弁護士の役割だと考えています。しかしながら、私は、専門職としての社会的責任を果たすことも重要だと考えます。それは法的に問題があると思えば、それは問題がありますよと周囲にきちんと伝えるということです。その意味で、完全に組織に同調するのではなく、常に専門職としての冷静な視点を失わないようにしなければならないと思っています。

—行政機関内弁護士になった経緯は？

私は、弁護士になる前は政令指定都市の職員として勤務しており、地方公共団体の仕事に馴染みがありました。また、法科大学院の授業でも特に行政法が好きだったため、弁護士になった当初から、将来は行政機関において勤務しようと考えていました。司法修習修了後、小規模な法律事務所に1年半ほど勤務し、一般民事事件や中小企業法務などの業務に携わっていたところ、縁あって現在の職場に勤務する



葛飾区総務部総務課

海老原 佐江子 会員(66期)

ことになりました。

— 行政機関内弁護士のやりがい？

公共のために働くことができることです。また、地方公共団体が関わる法的問題は社会的影響力が大きいものであることが少なくありません。その法的判断は議会やマスコミに常に注目されており、責任を感じます。

また、常に最先端の法律問題に接することができることです。地方公共団体が関わる法令等は数多く、変化の激しい社会に対応するために、日々、新たな法令が制定され、改正されています。今年の4月に施行された子ども・子育て支援法など、まだ誰も解説を出していない新しい法令の解釈が、すぐに現場で問題になることも多々あります。自らのリーガルマインドを頼りに解決を目指すというエキサイティングな経験を積み重ねることができるのが、行政機関内弁護士のやりがいだと感じます。

— 職場のワークライフバランスはいかがですか。

私は非常勤職員であり、制度上、超過勤務がないため、定時には仕事を終えて帰宅しています。地方公共団体には繁忙期があり、忙しさや超過勤務の多さも職場や時期によってまちまちですが、多くの職員が様々な事情のもと働いており、民間企業と比較してもワークライフバランスへの理解は高いと感じます。

— 弁護士業務との両立は可能ですか。

私は現在、非常勤の特別職公務員であるため、地方公務員法の兼業禁止規定の適用がなく、業務に支障のない範囲であれば、業務時間外に裁判などの弁護士業務を行うこともできます。私は、週1日の休務日（勤務を要しない日）に裁判所の期日を入れ、平日夜や土日に打ち合わせや起案を行って弁護士活動を継続しています。通常の民事事件であれば、両立することは十分可能ですし、事件処理の感覚を失わないようにするためにも、少数の事件を受任することのメリットは大きいと思っています。ただ、刑事事件については、被疑者国選事件を受任したことがありますが、時間に制約がある中でかなり大変な思いをしました。

— 休務日は自由に設定できますか。

毎週決まった曜日が休務日になります。並行して弁護士業務を行う場合、自由に休務日を設定できると確かに好都合です。しかし、休務日が固定していることで、他の職場の職員が、私の出勤日がいつかを予め把握することができます。それを前提に、各職場において業務のスケジュールを策定できますから、休務日が固定した曜日になるのは仕方がないと思います。

— 会費負担はどのようになっていますか。

会費は自己負担しています。私は、休務日に弁護士業務を行っているため登録を継続していますが、職員は法曹資格がなくても指定代理人として法廷に立つことができますので、弁護士登録を維持する必要性はありません。しかし、弁護士登録をすることによって、弁護士会等の研修に参加できたり、情報を入手できたりするというメリットもあります。

— 会務活動はどうしていますか。

やはり、平日昼間に行われる委員会に参加することは困難ですので、委員会を夜に開催したり、委員会への出席以外の方法でも義務の履行とみなしたりするなど、インハウスロイヤーへの配慮を期待しています。

— 行政機関内弁護士に興味のある方へメッセージをお願いします。

地方公共団体の職員は皆、住民のために思って仕事をしており、私も同じです。弁護士というと、公権力から人権を守る仕事であるというイメージが強いかもかもしれませんが、日々法令の執行を行う行政機関に弁護士が関わることで、より適正な行政運営が期待できます。その意味で、行政機関内弁護士も、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する使命を担う存在であることは変わりありません。

また、地方公共団体の仕事は、自らの地域の将来像を描く創造力、それを実現していく企画力やコーディネート力が求められる、非常にクリエイティブなものです。弁護士にとっても非常にチャレンジングな分野ですので、興味のある方は、ぜひ、門を叩いてみていただきたいと思います。